

デイサービスはなまるの湯 守口店 守口市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所型サービス（介護予防従前相当））
運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ケアエイトが設置するデイサービスはなまるの湯 守口店（以下「事業所」という。）において実施する守口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱案における第1号通所事業（通所型サービス（介護予防従前相当））（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、通所型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、守口市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 5 前4項のほか、「守口市介護予防・日常生活支援総合事業における指定通所型サービス（介護予防従前相当）事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスデイサービスはなまるの湯 守口店
- (2) 所在地 守口市高瀬町3丁目9番28号
- (3) 連絡先 06-6993-6000

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、生活指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- (3) 看護職員(看護師・准看護師) 1人以上

運動器の機能向上プログラムの提供にあたって必要な健康状態の確認及び訓練指導を行う。

- (4) 介護職員 4人以上

利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 2人以上

運動器の機能向上を目的として、運動器機能の減退を防止し又は維持・向上を図るための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 1単位目 午前8時30分から午後12時00分までとする。

2単位目 午前13時15分から午後16時45分までとする。

(通所型サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 通所型サービス（介護予防従前相当） 1日2単位 各20名

(通所型サービスの内容)

第8条 事業所で行う通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

(利用料等)

第9条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「守口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱案（令和6年4月1日施行）の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 飲料水の提供に要する費用については、100円を徴収する。
- 3 おむつ代については、1枚200円を徴収する。
- 4 その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 通所型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(利用料の請求方法及び支払い方法)

第10条 前条の通所型サービスに係る本人負担分は、毎月1日から末日までの利用分に係る請求書を翌月10日までに交付する。利用者は請求書交付の日から2週間以内に現金での支払いまたは指定の口座への振込むことにより支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は、守口市、門真市、大阪市旭区、大阪市鶴見区、大阪市城東区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条 従業者は、通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 1 4 条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、利用者の使用する施設及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症対策を検討する委員会の開催（六月に一回以上）及び結果の周知
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

(個人情報の保護)

第 1 5 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

第16条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 加入している損害賠償保険は次のとおり。
 - (1) 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
 - (2) 保険の名称 賠償責任保険
 - (3) 保険の概要 通所型サービスに起因して利用者などの第三者の生命や身体を害したり、または財物を損壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担する保険。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 利用者が通所型サービスの提供を受ける際には、従業者は利用者から医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等の連絡を受け、

心身の状況に応じたサービスの提供を行うよう留意する。

（非常災害対策）

第 19 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- （1）業務継続計画の策定
- （2）従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施
- （3）定期的な業務継続計画の見直し及び変更

（身体的拘束等の原則禁止）

第 21 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（地域との連携等）

第 22 条 事業所は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 23 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後 3 か月以内
- （2）継続研修 年 3 回
- 2 事業所において、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービス提供を完了した

日から5年間保存するものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアエイトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第24条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を守口市へ届け出なければならない。

- （1）廃止し、又は休止しようとする年月日
- （2）廃止し、又は休止しようとする理由
- （3）現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- （4）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。